

保護者の皆様

武蔵野市長 松下 玲子

### 緊急事態宣言の発令に伴う認可保育施設の臨時休園及び特例措置の実施について

日頃より、本市の保育行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことに伴い、本市の認可保育施設についても、感染の拡大防止を徹底するため、4月11日(土)から5月6日(水)までの間、臨時休園といたします。ただし、保護者がともに医療、介護、警察、消防、ライフライン業務など市民の生命、安全の確保に関する業務、また食料品、医薬品販売など社会生活の維持に関する業務に従事している場合、家庭での保育が特に困難な場合に限定して、在籍園で特例的に保育を実施いたします。

保護者の皆様におかれましては、児童の安全確保と感染者の拡大防止のため、今回の対応について、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

### 記

#### 1 臨時休園に伴う取扱いについて

今回は緊急事態宣言に伴う臨時休園のため、欠席扱いとはなりませんので、登園しない期間が1か月を超えた場合であっても退所とはなりません。また、臨時休園に伴う変更申請書兼届出書（教育・保育給付認定）の提出は必要ありません。

#### 2 利用者負担額(保育料)について

利用者負担額（保育料）は欠席日数により日割り計算し、還付します。日数については、新型コロナウイルス感染症対策に伴い自主的に欠席した日数と、今回の臨時休園の日数を合わせて計算します。

※既にご案内のとおり3月分についても還付します。

※欠席日数の取扱いについては、今後変更になる場合があります。

※還付の手続き等については、詳細が決まり次第、市のホームページなどでお知らせします。

#### 3 臨時休園中に保育施設を利用する場合の申請について

4月11日より5月6日までの間、認可保育施設を利用する場合は、「緊急事態宣言時の保育利用申請書」を、在籍する園の園長に提出してください。

※保育料は通常どおりかかります。

※保護者がともに医療、介護、警察、消防、ライフライン業務など市民の生命、安全の確保に関する業務、食料品、医薬品販売など社会生活の維持に関する業務に従事している場合、家庭での保育が特に困難な場合が対象です。

不明点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

臨時休園期間中、新型コロナウイルスに児童または保護者が感染した際は、速やかに在籍園までご報告をお願いいたします。